

令和7年9月2日

矢巾町議会

議長 廣 田 清 実 様

矢巾町議会総務常任委員会

委員長 高 橋 安 子



請 願 審 査 報 告 書

本委員会が、令和7年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○7請願第2号：「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改正を求める請願

請 願 者 盛岡市本町通2-1-36 浅沼ビル4F

日本国民救援会盛岡支部

支部長 佐々木 茂 喜

紹介議員 小 川 文 子

2 委員会開催年月日

令和7年7月7日(月)

令和7年7月28日(月)

3 出席委員

高 橋 安 子

齊 藤 勝 浩

横 澤 駿 一

昆 秀 一

高 橋 恵

廣 田 清 実

4 審査経過

令和7年7月7日（月）午後1時より、委員出席のもと7請願第2号について、説明員として紹介議員である小川文子議員、参考人として日本国民救援会盛岡支部 佐々木茂喜支部長、同岩手県本部 大野秀副会長出席のもと、付議事件について詳細説明を受けた。

同月28日10時から開催した委員会において、説明内容を踏まえ慎重審議した。

5 審査結果

7請願第2号については、賛成多数で採択すべきものと決定した。

6 審査意見

本来無罪であるにも関わらず裁判の結果有罪判決となった人が、裁判のやり直しを求める再審は、無実の人を救済する最後の手段である。しかし再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要する実態がある。

その要因に、捜査機関側の集めた証拠の中から罪状の立件に主眼を置いた証拠の提示、検察側の再審開始に対する不服申立による再審着手の遅延などが挙げられる。

以上のことから、無実の者を誤った裁判から迅速に救済するためには、再審請求から再審による判決の確定までの期間が短縮されるよう、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を行うことが望ましいとの結論に至り、本請願については賛成多数で採択すべきとの結論に至った。

令和7年9月2日

矢巾町議会

議長 廣 田 清 実 様

矢巾町議会総務常任委員会

委員長 高 橋 安 子



請 願 審 査 報 告 書

本委員会が、令和7年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○7請願第3号：消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願

請 願 者 矢巾町大字広宮沢第1地割2番地1211
ふるさと矢巾を愛する住民の会 田 村 倫 子

紹介議員 ササキ マサヒロ

2 委員会開催年月日

令和7年7月7日(月)

令和7年7月28日(月)

3 出席委員

高 橋 安 子
齊 藤 勝 浩

横 澤 駿 一
昆 秀 一

高 橋 恵
廣 田 清 実

4 審査経過

令和7年7月7日（月）午前10時より、委員出席のもと7請願第3号について、説明員として紹介議員であるササキマサヒロ議員、参考人としてふるさと矢巾を愛する住民の会 田村倫子氏出席のもと、付議事件について同時に付託された産業建設常任委員会と共に詳細説明を受けた。

同月28日10時から開催した委員会において、説明内容を踏まえ慎重審議した。

5 審査結果

7請願第3号の請願事項1、2、4、5については、反対多数で不採択すべきものと決定した。

6 審査意見

本請願に対しては、総務常任委員会では請願事項の1、2、4、5の部分に関し審査をおこなった。

請願の趣旨は、消費税は低所得の人ほど負担が重く、所得にかかわらず一律に課税される間接税であることから、所得の低い層ほど負担が重くなる、生活必需品を含め広範な支出に課税されることから、高齢者・子育て世代の負担が重いとのことと、また、消費税は景気に合わせた調整ができず、経済の動きに対して柔軟性がない制度であり、むしろ大企業の内部留保が過去最高水準にある今、法人税による再配分効果のほうが経済への効果が高いとの主張であった。

消費税の負担を重いつ感じる層がいることは理解できる。しかしながら、消費税は社会保障費の財源として現状欠かすことのできないものであり、地方消費税交付金として町の貴重な財源の元ともなっていることから、それぞれにおいて代替の財源が見込めない状態では、消費税の撤廃は現状難しいことから、消費税の段階的な撤廃を求めた本請願に関しては不採択との結論に至った。

令和7年9月2日

矢巾町議会

議長 廣 田 清 実 様

矢巾町議会産業建設常任委員会

委員長 赤 丸 秀 雄



請 願 審 査 報 告 書

本委員会が、令和7年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○7請願第3号：消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出
に関する請願

請 願 者 矢巾町大字広宮沢第1地割2番地1211
ふるさと矢巾を愛する住民の会 田 村 倫 子

紹介議員 ササキ マサヒロ

2 委員会開催年月日

令和7年7月7日(月)

令和7年7月22日(火)

3 出席委員

赤 丸 秀 雄	高 橋 敬 太	吉 田 喜 博
藤 原 信 悦	木 村 豊	村 松 信 一

4 審査経過

令和7年7月7日午前10時から、委員全員出席のもと7請願第3号について、本請願の請願者で参考人である、ふるさと矢巾を愛する住民の会田村倫子氏及び紹介議員であるササキマサヒロ議員の出席を求め、趣旨説明を受けた。

その後、同日午前10時50分から役場4階第1・第2委員会室において付託を受けた請願内容の協議・検討を行い慎重審議した。

5 審査結果

7請願第3号請願事項3については、反対多数で不採択すべきものと決定した。

6 審査意見

請願者からは、この制度によって中小・零細事業者に過重な事務負担が課せられており、この現状を早急に是正する必要があることから、国に対し、インボイス制度の中止または抜本的な見直しにかかる意見書の提出を求めるとの趣旨説明を受けた。

まず初めに、税金は国民が公平に納めるべきであるということが大前提にあり、商取引においては不明瞭な部分をなくし、消費税が適正に納められることが望まれる。また、中小・零細企業が多い本町としても、このインボイス制度の事務作業が商取引を続けていく上での障害となるような、過重な事務負担があってはならないと判断する。

しかしながら、インボイス制度により、売上にかかる税額と、仕入にかかる税額が明確化され、正確な消費税額の計算が可能となっているため、税金の公平性の観点からも重要な制度と判断する。また、令和5年10月1日に導入されてから約2年が経過し、制度の定着を図っているところで、廃止の動きがなされると国民にとっても混乱を招くことが危惧される。

このインボイス制度は、登録事業者になることを強要するものではなく、現在、令和8年9月30日までは経過措置として事務負担と税負担の軽減を図ることができる2割特例や、その2割特例の適用期間終了後は、簡易課税制度を選択することができる措置が取られている。また、インボイス制度への対応に取り組む事業者に対しては、IT導入補助金や課税転換に伴う販路開拓の支援として小規模事業者持続化補助金等の支援策を講じている面からも、現状、中止または抜本的な見直しが早急に必要とは判断できないことから、本請願事項3については反対と意見する。

令和7年9月19日

矢巾町議会

議長 廣 田 清 実 様

矢巾町議会総務常任委員会

委員長 高 橋 安 子



請 願 審 査 報 告 書

本委員会が、令和7年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○7請願第4号：南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願

請 願 者 矢巾町大字藤沢第6地割15番地70
 岩 本 秀 司
 矢巾町大字南矢幅第9地割344番地
 齋 藤 保 之

紹介議員 横 澤 駿 一
 木 村 豊

2 委員会開催年月日

令和7年7月7日(月)

令和7年7月28日(月)

令和7年8月26日(火)

令和7年9月5日(金)

3 出席議員

高 橋 安 子	横 澤 駿 一	高 橋 恵
齋 藤 勝 浩	昆 秀 一	廣 田 清 実

4 審査経過

令和7年7月7日（月）午前11時より、委員出席のもと7請願第4号について、説明員として紹介議員である横澤駿一議員、木村豊議員、参考人として、岩本秀司氏、齋藤保之氏出席のもと、付議事件について詳細説明を受けた。

同月28日（月）午前10時開催の委員会には、説明員として田村英典総務課長、高橋保文化スポーツ課長から付議事件にかかる経緯等の説明を受けた。

同年8月26日（火）午前10時の委員会においては、関連する内容の一般質問が提出されていることから、内容を聞いてから再度審査することと決定、同年9月5日（金）午後1時45分から再度委員会を開催し慎重審議した。

5 審査結果

7請願第4号については、反対多数で不採択すべきものと決定した。

6 審査意見

本請願は、矢巾町と岩手県教育委員会が共創によるプロジェクトとして進めてきた南昌みらい高校の新体育館の建設が、現在中止されていることからその建設の進展を望み、本議会に提出された請願である。

この事業においては、共創プロジェクトとして進めることで、南昌みらい高校における生徒のスポーツ活動の活性化に利するだけでなく、「スポーツのまち」を標榜する本町町民の体育施設としての活用も見込まれ、双方にとってメリットが期待できるものであることから、多くの町民や通学する生徒及びその保護者などからの実現に向けた期待も大きいことは理解でき、本町議会としても事業の進展は望むところである。

この度の請願の趣旨について参考人等から説明を受け内容を確認したところ、施設の規模縮小など状況が変化する中、町長が「ゼロベース」を求めたことで建設が中断したとの解釈に基づき、「岩手県教育委員会との話し合いを継続し、合意点を見出す努力を続けて、南昌みらい高校新体育館の建設を早期に進めることを求める」旨の意見書を本町議会から町長に対して提出することを要望する内容であった。

一方、町当局担当者を説明員として招いて受けた説明のほか、これまでの関連する全員協議会での説明内容や一般質問の内容から、町と岩手県教育委員会との共創プロジェクトに係る覚書では、あくまで施設の整備主体は岩手県教育委員会であり、矢巾町は運営主体との役割分担がなされていること、疑義が生じた際は協議するとしていることが確認できる。そのような中、覚書に記載のない細部の詰めや、状況変化による協議が無いまま工事請負契約に至ったことから、町としては岩手県教育委員会に対し、詳細な部分の内容について協議を求めてきた経緯が認められるものの、協議に至らず中断している状況であるものと認識した。

以上のような状況を鑑みれば、町と岩手県教育委員会との覚書による決め内容の認識に差異がある中、進展に向けては両者が歩み寄り話し合いにより方向性を見出すことが望まれるところである。

しかしながら、本請願は早期建設を求める内容であるにもかかわらず、共創プロジェクトの当事者のうち、覚書による施設の整備主体である岩手県教育委員会に対してではなく、本町にのみ解決に向けた話し合いを要請する内容となっていることは、本町のみプロジェクト中止の責を負うことで細部の条件について妥協すべき事態につながりかねず、当事者間の公平性に欠き疑問が残る。

さらに、本町議会議員としては、町民の利益を最優先に考えるべきであり、当初の共創プロジェクトで本町が理想として描いた内容から事業が縮小した中、その件について明確な協議、契約等もなく、町民の利用に関する事項など細部の詰めがないまま事業が進行した状態で、果たして当初思い描いた町民の利活用がかなうか不透明な施設に対し、町有地を体育館用地として供するほか、5億円ほどと見込まれる建設費の負担を町が負うことは、町民の利益になるものか疑問である。

以上のことから、本請願に関しては、建設に向け事業を進めてほしいという趣旨は理解できるものの、本町にのみ、その解決に向けた行動を求める内容であることは、町と岩手県教育委員会が対等な立場で共創事業に関する協議を経て、事業の推進につながるか疑問が生じることから、不採択とする結論に至ったものである。

なお、当該新体育館の建設に向けては、第三者などの仲介を得るなどしながら事態の収束に向けた取り組みを町と岩手県教育委員会に対して望む意見が複数あったことを申し添える。

令和7年9月19日

矢巾町議会

議長 廣 田 清 実 様

矢巾町議会教育民生常任委員会

委員長 小 川 文 子



請 願 審 査 報 告 書

本委員会が、令和7年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○7請願第5号：「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願

請 願 者 盛岡市大通一丁目1番16号
岩手県教職員組合 いわて盛岡支部
支部長 青 野 大 祐

紹介議員 横 澤 駿 一

2 委員会開催年月日

令和7年9月8日(月)

令和7年9月11日(木)

3 出席委員

小 川 文 子	水 本 淳 一	ササキ マサヒロ
小笠原 佳 子	山 本 好 章	谷 上 知 子

4 審査経過

令和7年9月8日午後1時30分から、委員全員出席のもと、7請願第5号について、説明員として紹介議員である横澤駿一議員、参考人として岩手県教職員組合いわて盛岡支部 書記長 福士晴彦氏の出席を求め、請願趣旨の説明を受け、協議・検討を行った。

その後、同月11日午前10時30分から開催した委員会において、引き続き付託を受けた請願内容について慎重審議した。

5 審査結果

7請願第5号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6 審査意見

本請願は、現在の教育における過密な学習内容により児童生徒や教職員に負担がかかっている状態、いわゆる「カリキュラム・オーバーロード」の実態を改善するため、国に対して学習指導要領の内容の精選及び標準授業時数の削減を求める内容である。

文部科学省の調査結果にもあるように、小・中学校では年間授業時数の増加や教科・学習内容の複雑化が進み、学習の質より量が優先されている傾向が見られる。また、過重なカリキュラムは教職員の負担をさらに増加させ、教職員不足や長時間労働といった深刻な問題の一因ともなっており、教育現場の持続可能性を損なうものでもある。

これらの観点から、次期学習指導要領の改訂では、子どもたちのゆたかな学びの保証や、教職員の働き方改革の実現など教育環境を整えることは、極めて重要かつ喫緊の課題であると考ええる。

以上のことから、本請願の趣旨は理解できるものと判断し、採択すべきものと決定した。

令和7年9月19日

矢巾町議会

議長 廣 田 清 実 様

矢巾町議会教育民生常任委員会

委員長 小 川 文 子



請 願 審 査 報 告 書

本委員会が、令和7年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○7請願第6号： ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求める意見書採択の請願

請 願 者 盛岡市大通一丁目1番16号
岩手県教職員組合 いわて盛岡支部
支部長 青 野 大 祐

紹介議員 横 澤 駿 一

2 委員会開催年月日

令和7年9月8日(月)

令和7年9月11日(木)

3 出席委員

小 川 文 子	水 本 淳 一	ササキ マサヒロ
小笠原 佳 子	山 本 好 章	谷 上 知 子

4 審査経過

令和7年9月8日午後1時30分から、委員全員出席のもと、7請願第6号について、説明員として紹介議員である横澤駿一議員、参考人として岩手県教職員組合いわて盛岡支部 書記長 福士晴彦氏の出席を求め、請願趣旨の説明を受け、協議・検討を行った。

その後、同月11日午前10時30分から開催した委員会において、引き続き付託を受けた請願内容について慎重審議した。

5 審査結果

7請願第6号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6 審査意見

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・ヤングケアラー・性の多様性への配慮、そして、教職員の長時間労働や育休者・病休者の代替え措置の対応など解決すべき課題が山積しており、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が必要と考えられる。

また、子どもたちの多様化が一層進展する状況においては、より一層きめ細やかな指導が求められており、小・中学校におけるさらなる学級編成の基準の引き下げも検討すべき課題である。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、地域によって教育条件に格差が生じている現状を踏まえると、国の責任において教育予算を確保し、どこに住んでいても質の高い教育を受けられる体制を整えることは、教育の機会均等という観点からも強く求められるところである。

以上のことから、本請願の趣旨は理解できるものと判断し、採択すべきものと決定した。